

第1部 横断的・地域的研究

第1章 価格・所得等政策の横断的分析

主要国におけるデカップル支払いに関する横断的分析

勝又 健太郎

1. 課題

プロジェクト研究「主要国の農業戦略と世界食料需給の横断的・総合的研究」における各国横断的な分析の一環として、価格所得等政策⁽¹⁾をテーマに平成28年度から調査・分析に取り組んできたところである。

初年度は、OECDのPSE (Producer Support Estimate : 農業政策によって生じる消費者や納税者から農業者への移転金額を示すOECDが開発した指標である「生産者支持推定量」)とWTOのAMS (Aggregate Measurement of Support : WTO農業協定の国内助成約束において削減対象となる補助金や価格支持に係る「助成合計量」)により、主要国の農業支持の水準とその動向を把握し、次年度はWTO補助金通報の価格所得等政策に係る補助金データ (AMSはその一部)により主要国の農業支持の構造とその変遷を把握した⁽²⁾。

最終年度は、以上の成果を踏まえながら、価格所得等政策のうちで生産刺激や貿易歪曲効果が最も少ない市場志向型の政策としてOECDにおいて評価され⁽³⁾、WTO農業協定に基づいて削減対象となるAMSから除外されている「デカップル所得支持」(デカップル支払い)⁽⁴⁾を取り上げ、調査・分析を行う。

具体的には、各国・地域におけるデカップル所得支持(デカップル支払い)について、

①制度導入の背景・意図

②制度の概要

③実施状況・経過

④今後の動向

等に関して調査・整理した上で、横断的に比較・整理することにより、デカップル支払いが価格所得等政策においてどのように位置づけられ、どのような役割を果たしてきたのかについてとりまとめることとする。

対象とする国・地域は、研究担当者の専門領域等にかんがみ、WTOの国内助成に関する通報において、デカップル所得支持(デカップル支払い)の掲載実績のあるEU、米国、ロシア、韓国、中国、メキシコである⁽⁵⁾。

対象とする国・地域のデカップル支払いについて、以下、導入された年次の早い順に記述していくこととする。

2. 主要各国におけるデカップルの状況

（1）メキシコ

1) 導入の背景と意図⁽⁶⁾

1982年に対外債務危機が発生したことから、メキシコ政府は、貿易自由化等の市場経済化改革を実施することを条件にIMFや米国財務省等による救済措置を受け入れた。

1986年にGATTに加盟し、さらに、農産物を含めた貿易の例外なき完全自由化を目指すNAFTAについては、1991年に交渉が開始され1994年に発効した。メキシコの最重要農産物であるとうもろこしの貿易の完全自由化については、2008年までの15年間の移行期間として段階的に実施することとされた。

このような農産物の輸入の段階的な完全自由化に対応するため、農産物の価格所得等政策については、市場志向型の農業政策への転換を図って、1990年代初頭から末にかけて価格支持政策（国営食料公社がとうもろこし、小麦等の主要農産物を保証価格で買い入れる制度）を廃止するとともに、デカップル支払いであるPROCAMPO（プロカンポ）がNAFTA発効と同時に導入された。プロカンポは、導入当初、とうもろこしの貿易完全自由化の移行期間に合わせて15年間限定の移行支払いとして位置づけられた。

2) 制度の概要⁽⁷⁾

農地面積1ヘクタール当たり一定額が支給される。

対象面積は、1990（秋冬期）年～1993（春夏期）年に、とうもろこし、豆類、小麦等の農産物を作付していた農地面積である（プロカンポ導入の直近の過去3年間の作付面積に固定）。

対象者は、対象面積において農産物を作付けしている、あるいは、当該面積を畜産、森林経営、環境保護プロジェクトに利用している農業者である。

3) 実施状況・経過⁽⁸⁾

デカップル支払い（プロカンポ）は当初から価格所得等政策の主要な役割を担ってきており、当初予定していた15年間（2008年まで）で終了せずに、2013年まで延期して実施された。このように継続された背景としては、当該制度が国民の支持を得てきたことや大規模農家や有力者を中心に制度の廃止に強い反対運動が展開されたこと等が指摘されている。

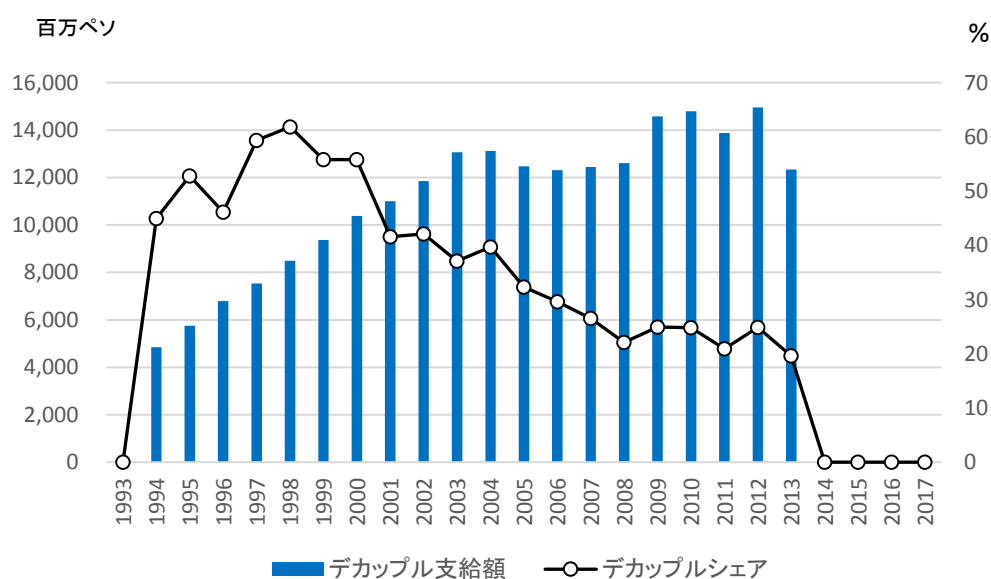
しかしながら、面積支払いであることから、大部分が少数の大規模農家に支給されたために大規模農家を優遇する政策であるとの批判もあった⁽⁹⁾。

このため、2001年には1ヘクタール未満の小規模農家に対して1ヘクタール分相当額が支給されることとし、制度延長後の2009年には、5ヘクタール以上は単価を引き下げるとともに5ヘクタール未満の単価を引き上げる等の小規模農家を優遇するような変更が行われた。

デカップル支払いの支出額が導入当初から一貫して増加傾向にありながら、2000年以降にPSE（MPSを除く⁽¹⁰⁾）におけるシェアが減少傾向に転じているのは、NAFTA発効以来の経済発展と人口増加による食料需要に対応した生産振興を図るために商業的農家に対しては別途の制度として不足払いを導入したことが反映されているものと考えられる（第1図）。

このように商業的農家に関しては、デカップル支払いは、不足払いの上乗せ支払いの位置づけになり、デカップル支払い持つ市場志向型政策としての効果が失われることとなった⁽¹¹⁾。

2013年12月に採択された農業発展計画（2013～18年）においては、特に小規模農家の生産性の向上が主要な項目として位置づけられた。2014年には、同計画に沿った形で、プロカンボが、生産性向上を目的とした直接支払いプログラムであるPROAGRO（プロアグロ）に組み替えられた。プロアグロにおいては、支給方法についての変更はないが、農産物を生産することが要件とされるとともに、支給された農家は、機械、種子、肥料、保険、組織再編、価格ヘッジ等の技術、生産、組織又は投資の改善に支給額が使用されたことを証明しなければならないこととされた。このようにプロカンボの後継プログラムであるプロアグロはカップル支払いとなり、デカップル支払いは廃止されることとなった。（WTO国内助成に係る通報においては、緑の政策である「投資補助を通じた構造政策」として位置づけられている⁽¹²⁾。）



第1図 メキシコのデカップル支払いの支給額とPSE（MPSを除く）におけるシェアの推移

資料：Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Mexico, Data より筆者作成。

注. OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Mexico, Definitions and sources においては、プロアグロは2014年から実施されていると説明されているが、OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Mexico, Data においては2013年から実施されている整理となっていることから、プロカンボの2013年のデータはプロアグロのデータを代替として使用した。

4) 今後の動向

WTO 国内助成約束を果たすために黄の政策を減少しなければならない状況ではなく、この観点からは、現在のところデカップル所得支持が再導入される見込みはないものと考えられる。

(2) 米国

1) 導入の背景と意図⁽¹³⁾

1973 年農業法以来、小麦、飼料作物、コメ、綿花については、価格所得等政策として不足払いと生産調整が実施されてきた。

1990 年代前半になると連邦政府の財政赤字額は過去最高となり、1995 年に議会において大幅な財政支出の削減（7 年後に財政均衡を実現）に関する決議が行われ、価格所得等政策についても大幅な支出削減が求められた。

一方、穀物の需給は逼迫して農産物価格の上昇傾向が続き、1995 年度には過去最高となり、農家からの生産調整の廃止と作付け自由化の要求が高まっていた。

このような状況を踏まえ、1996 年農業法において、価格所得等政策に係る財政支出の削減を計画的に実施するとともに、農業者からの要望に対応するために、生産調整を廃止して作付けも自由化しつつ、不足払いを廃止してデカップル支払いである「生産弾力化契約支払い（Production Flexibility Contract Payment）」を導入して市場志向型の農業政策への転換を図った。当該支払いは、当初、1996 年農業法の施行期間である 7 年間限りの移行支払いとして位置づけられていた。

このような政策転換が農業者に受け入れられたのは、当時、価格の高騰により、当面は不足払いが支給されない見込みであり、高価格にもかかわらず固定額が支給される方が農業者にとって好都合であったためである。

2) 制度の概要⁽¹⁴⁾

農地面積 1 エーカー（約 0.4 ヘクタール）当たり一定額が支給される。

対象面積は、小麦、飼料作物、コメ、綿花の品目毎の過去数年間の平均作付面積である（小麦、飼料作物の場合は 1991～1995 年の平均面積、コメ、綿花の場合は 1993～1995 年の平均面積）。

対象面積 1 エーカー当たりの支給単価は、過去に作付けしていた品目別に設定された（過去に作付けしていた品目によって異なる単価が設定された）。

対象者は、対象面積を農用地として利用している（休耕も含む）農業経営者である。

また、対象面積においては、野菜・果実以外の品目について作付けは自由となっている。

3) 実施状況・経過⁽¹⁵⁾

農産物価格が 1996 年から 1998 年にかけて急落しデカップル支払い（生産弾力化契約支

払い) による補てんのみでは農業経営の維持が困難な状況となった。このため、1998 年から 2001 年にかけて農家に対して緊急支援支払いが実施されることとなった(米国の単年度の財政収支は、1998 年度以降黒字に転じていた)。

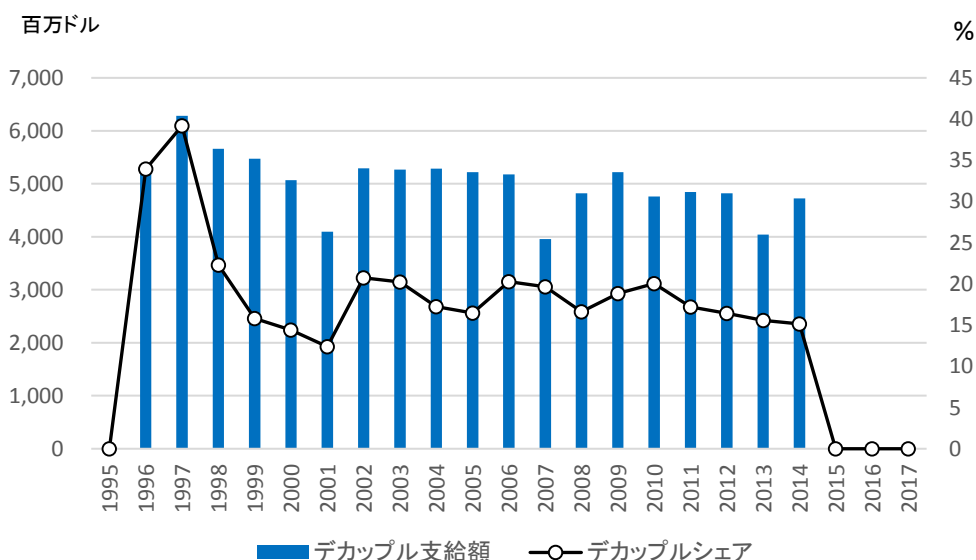
このような状況を踏まえ、2002 年農業法においては、新たな不足払いが、デカップル支払いに追加される形で再び導入され、農家への直接支払いがデカップル支払いと不足払いにより構成されることとなった。このため、デカップル支払いの持つ市場志向型政策としての効果が失われることとなった。

2004 年にブラジルに提訴された WTO 綿花紛争の結果、2008 年には WTO 紛争解決機関において、米国がデカップル支払いとして実施している支払いは「生産に関連する」ため WTO 農業協定上のデカップル支払いに該当しないという判断が確定された⁽¹⁶⁾。

2009 年になると財政赤字は史上最大となり、それ以降 2013 年度にかけて財政事情が厳しい状況が続いた。一方で、価格は 2010 年から上昇し、2013 年には過去最高水準となり、高価格にもかかわらずデカップル支払いが支給されることへの批判が高まった。

このため、2014 年農業法においては、直接固定支払いを廃止するとともに、従来の不足払い型支払いである PLC (Price Loss Coverage: 価格損失補償) が創設された。

以上のようにデカップル支払いは、市場志向型農業政策への転換を図り導入されたが、2002 年以降は不足払いが再導入されたことによりデカップル支払いの持つ市場志向型政策としての効果が失われることとなった。デカップル支払いに係る支給額の PSE (MPS を除く) におけるシェアについては、導入当初は約 40% まで増加したが、その後の増減の推移は、1998 年から 2001 年の緊急支援支払いや 2002 年以降の不足払いの再導入の政策変更を反映したものとなっていると考えられる (第 2 図)。



第2図 米国のデカップル支払いの支給額と PSE (MPS を除く) におけるシェアの推移

資料: OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, United States, Data より筆者作成。

4) 今後の動向

WTO 国内助成約束を果たすために黄の政策を減少しなければならない状況ではなく、この観点からは、現在のところデカップル支払いが再導入される見込みはないものと考えられる。

(3) 中国

1) 導入の背景と意図⁽¹⁷⁾

食糧の価格所得等政策については、保護価格政策による財政負担を軽減し、2001 年の WTO 加盟による市場開放に対応するために、2000 年から自由化政策（保護価格での買付数量を段階的に縮小等）に移行した。その結果、食糧の価格が低下するとともに生産量が減少することとなり、特に 2003 年には食糧の輸入が急増した。そこで、2004 年から生産の拡大のために生産補助政策に方針が転換され、コメ、小麦を対象に最低買付価格制度（価格支持制度）と食糧の生産補助のための直接支払いが導入された。

WTO 加盟時の国内助成に関する約束については、品目特定のおよび品目非特定の AMS とともに「デミニミス」枠は、総生産額の 8.5% 以下とされた。

このため、生産補助のための直接支払いの導入に当たっては、WTO 国内助成約束を考慮して制度設計したものと考えられ、支出額で見ると、当該直接支払いの大部分がデカップル支払いとなり、「食糧直接補助」として導入された⁽¹⁸⁾。（当該補助金とともに生産補助のための直接支払いとして、農作物優良品種補助（品目特定 AMS）と農機具購入補助（品目非特定 AMS）が導入された⁽¹⁹⁾。また、臨時買付備蓄制度（価格支持制度）がとうもろこしについては 2007 年から、大豆については 2008 年から導入された。）

2) 制度の概要⁽²⁰⁾

農地面積 1 ムー（約 1/15 ヘクタール）当たり一定額が支給される。

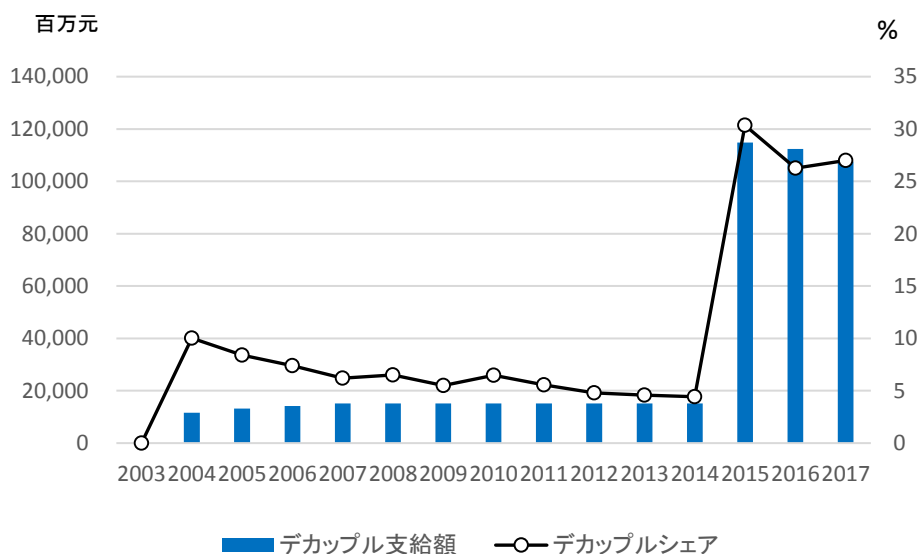
対象面積は、大多数の省では 2000 年代前半の農村税费改革時に査定した過去の課税土地面積である。（ただし、OECD においては「現在の作付面積に基づく支払い」に分類されていることから、過去の課税土地面積をベースとしていない場合がある可能性がある。）

また、支給対象者は、対象面積の耕地請負権を有する農民である。

3) 実施状況・経過⁽²¹⁾

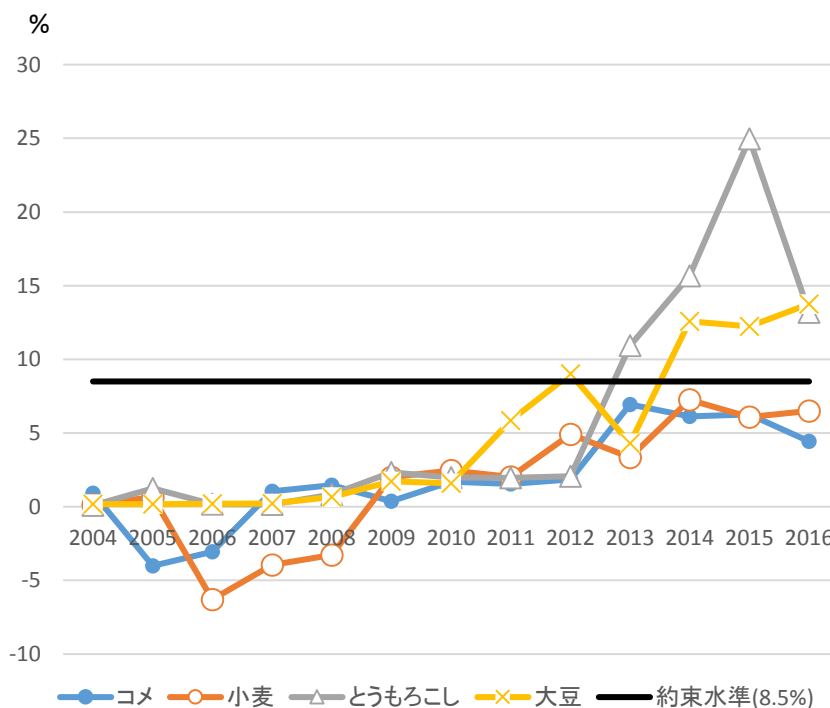
デカップル支払い（食糧直接補助）の支給額は 2004 年の 116 億元から 2007 年にかけて 151 億元まで増加し、それ以降は 2014 年まで同水準で維持されてきた（第 3 図）。

一方、2000 年代後半に入ると食糧の生産費が顕著に上昇し始めたことから、2006 年に生産補助のための直接支払いとして「農業資材総合補助（農薬、肥料等の農業資材の価格上昇分の補填するもので品目非特定 AMS）」が導入された。その後も、生産費の上昇とともに当該補助金が増加したこともあり、食糧直接補助の PSE（MPS を除く）におけるシェアも 2004 年～2015 年にかけて約 10% から約 4.5% に減少している⁽²²⁾（第 3 図）。



第3図 中国のデカップル支払いの支給額と PSE (MPS を除く)におけるシェアの推移
資料：OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, China, Data より筆者作成.

また、コメと小麦の最低買付価格制度やとうもろこしと大豆の臨時買付備蓄制度の買付価格については、導入当初から継続的に引き上げられてきたこともあり、品目特定の AMS は、近年、とうもろこしと大豆については WTO 国内助成約束の水準（8.5%）を超過しており、コメや小麦についても約束水準に接近している状態である（第4図）。



第4図 中国の品目特定の AMS の品目別総生産額に対する割合の推移
資料：WTO(2010, 2011, 2015, 2018b, c, d, e, f, g)より筆者作成.

2016年に生産補助のための直接支払いのうち、二つのカップル支払い（品目特定および非特定AMSに該当）を従来のデカップル支払いと統合して、カップル支払いの相当な部分をデカップル化した²³⁾が、その背景には以上のような事情があることも考えられる。

具体的には、食糧直接補助（デカップル支払い）、農業資材総合補助（品目非特定のなカップル支払い）、農作物優良品種補助（品目特定のなカップル支払い）については、耕地地力保護と食糧適正規模経営を目標とする農業支持保護補助へ統合し、予算額については、耕地地力保護に農業資材総合補助の80%と食糧直接補助および農作物優良品種補助のすべてが配分された。耕地地力保護補助は、黒竜江省での実施状況等から、生産に関連しない所得支持としての直接支払いを意識したものと考えられ、食糧直接補助と同様に、2016年分については「デカップル所得支持」として通報されている⁽²³⁾⁽²⁴⁾（ただし、農業資材総合補助等の品目非特定AMSについては、2015年まで総生産額の2%未満の水準が続いており、WTO国内助成約束の観点からは余裕がある状態であった。）

このため、2015年以降、デカップル支払いのPSE（MPSを除く）におけるシェアも約30%に急増している（第3図）（なお、2015年5月に農業支持保護補助に関する指導意見が発布され、安徽省等5省の一部で試験実施等がされている）。

4) 今後の動向

中国の価格所得等政策については、以上見てきたように、近年、品目によってはWTO国内助成約束を超過している状況である。このため、WTO国内助成約束の範囲内で農家の十分な支援を継続していくためには、今後は、価格所得等政策におけるデカップル支払い（もしくは緑の政策としての生産補助）の役割はますます重要になってくるものと考えられる⁽²⁵⁾。

(4) EU

1) 導入の背景と意図⁽²⁶⁾

1992年のマクシャリー改革において、価格支持水準を大幅に引き下げるとともに、農業者所得の減少を補償するための直接支払い（補償支払い）が導入された。当該支払いは品目別に支給され、当該品目を生産することが支給の要件となっているカップル支払いであった（「青の政策」と位置づけられた）。

2001年に開始されたWTOドーハ・ラウンド（DDR）交渉の進展の中で「青の政策」が補助金の削減対象となる方針が定まってきたことから、「緑の政策」として削減対象外とするために、直接支払いの大部分をデカップル化することとし、「単一支払い」として各加盟国において2005年から2007年までに導入することとされた。

2) 制度の概要⁽²⁷⁾

農地面積1ヘクタール当たり一定額が支給される。

対象面積は、過去の基準期間（2000～2002年）において、直接支払い（補償支払い）対象となっていた農地面積である。すべての品目の基準期間における補償支払いの受給実績を農家ごとに品目横断的にまとめた上で、その合計額を各農家の農地面積で除して、面積当たり（1ヘクタール当たり）で算出した額が単一支払いの単価とされた。

対象面積の1ヘクタールごとに単一支払いの支払受給権が設定することとし、対象者は当該面積の支払受給権を有する農業者とされた。

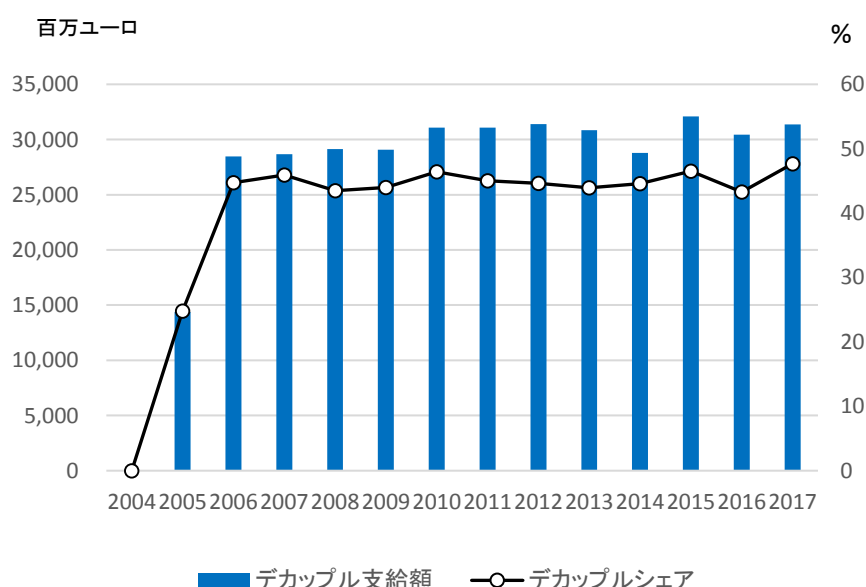
3) 実施状況・経過⁽²⁸⁾

デカップル支払い（単一支払い）は、2005年から2007年までの導入期間後から現在まで価格所得等政策の主要な役割を担ってきており、PSE（MPSを除く）におけるシェアも45%前後で推移している（第5図）。

2014年の共通農業政策（CAP）改革（2014～2020年）においては、デカップル支払い等の直接支払いの財源確保のために、直接支払いをEU全体の優先政策（気候変動緩和や環境保全）に位置づけて正当化する必要があったことから、当該財源の30%について気候と環境に有益な措置を実施するという要件を課すグリーン化支払い等を導入した。気候と環境に有益な措置とは、「作物の多様化」、「永年草地の維持」、「生態系保全用地の確保」である。

このことにより、デカップル支払いにEU域内の国民が等しく受益する環境保全、気候安定等の公共財の供給を促進する機能（所得支持以外の機能）を与えることとなった。

しかしながら、「作物の多様化」措置に係る要件を課したことにより、作付けする品目の選択について従来はなかった制限を設けることとなり、デカップルの程度が低下したと考えられる⁽²⁹⁾。



第5図 EUのデカップル支払いの支給額とPSE(MPSを除く)におけるシェアの推移

資料：OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, European Union, Dataより筆者作成。

4) 今後の動向

次期 CAP (2021 年～) 改革案では、グリーン化支払い要件は新たなクロスコンプライアンス基準 (Conditionality に改称) に組み込まれることとなっている (グリーン化支払いは廃止)。そして、Conditionality よりも環境保全・気候変動対策に貢献する取組を要件とする “Eco-scheme” をデカップル支払いの一部として実施することとなっている。このように今後もデカップル支払いの公共財供給の機能を高めることが意図されている⁽³⁰⁾。

一方、2019 年 3 月 28 日に EU から離脱する予定の英国における単一支払いの今後の動向については、例えば、イングランドにおいては、単一支払いは、農業者の農地面積に基づいて支給されるので、生産性向上のインセンティブを阻害し、農地市場の適切な価格形成の機能を歪めている等と指摘されている。イングランドの今後の農業政策については、「公的資金を公共財に (public money for public goods)」との考え方にに基づき、環境の保全等を重視した政策体系に転換することとされ、農業法案 (2018 年 9 月公表) においては、現行の直接支払いについて、2021 年から 2027 年までの 7 年間で徐々に減少させて、2028 年からは廃止する方針である⁽³¹⁾。

(5) 韓国

1) 導入の背景と意図⁽³²⁾

主要農産物であるコメについては、価格所得等政策として 1962 年から一定水準の価格で購入する政府買入制度 (価格支持政策) が実施されてきた。ウルグアイ・ラウンド農業合意においては、コメは関税化の例外措置となり輸入割当としたが⁽³³⁾、WTO 国内助成約束については、AMS を 1995 年から 2004 年にかけて 2 兆 2,595 億ウォンから 1 兆 4,900 億ウォンまで約 32%削減しなければならないこととなった。

その間、黄の政策である政府買入制度については、買入数量を減らしながら継続していたが、AMS が 2004 年の時点で WTO 約束水準の限界に近づくような状態となった⁽³⁴⁾。また、2004 年のミニマムアクセス (MA) 延長交渉の結果、コメの輸入割当は 2005 年以降も延長することとなったが、ミニマムアクセスの拡大を余儀なくされ、米価が一層下落することが憂慮されるようになった。

政府買入制度の生産量に占める買い入れ量は、1995 年の 29.3%から 2004 年の 14.2%と減少し、農家所得の安定や需給調整の機能が低下してきていたこともあり、ミニマムアクセスの拡大以降も政府買入制度によりコメの支援を維持することが困難な状況となった。

このため、黄の政策を削減しながらコメの支援を維持するためにコメ政策を抜本的に変更することとし、2005 年に政府買入制度を廃止して、新たにコメ所得補填直接支払制度 (デカップル所得支持を含む) を導入した。

2) 制度の概要⁽³⁵⁾

コメ所得補填直接支払制度は、固定支払い部分と変動支払いから構成されており、固定支払い部分がデカップル支払いである。

固定支払いにおいては、農地面積 1 ヘクタール当たり一定額が支給される。

対象面積は、1998 年から 2000 年まで水田農業（コメ以外にもレンコン、セリ、カンエンガヤツリなどを作付け）に利用された農地面積である。

対象者は、当該面積に係る水田農業（休耕も含む）経営者である。

また、変動支払い（黄の政策である不足払い）は、現時点でコメを生産している固定直払い対象者に支給される。

変動支払いにおいては、政府が目標価格（精米 80kg 当たり）を定め、収穫期（10 月から翌年 1 月）の産地平均価格が目標価格よりも低い場合に、目標価格と当該平均価格の差額の 85%を算定し、当該 85%の額と比較して、平均価格と固定支払い額（80kg 当りに重量換算したもの）の合計額が低い場合に、その不足分が支給されることとなっている。

3) 実施状況・経過⁽³⁶⁾

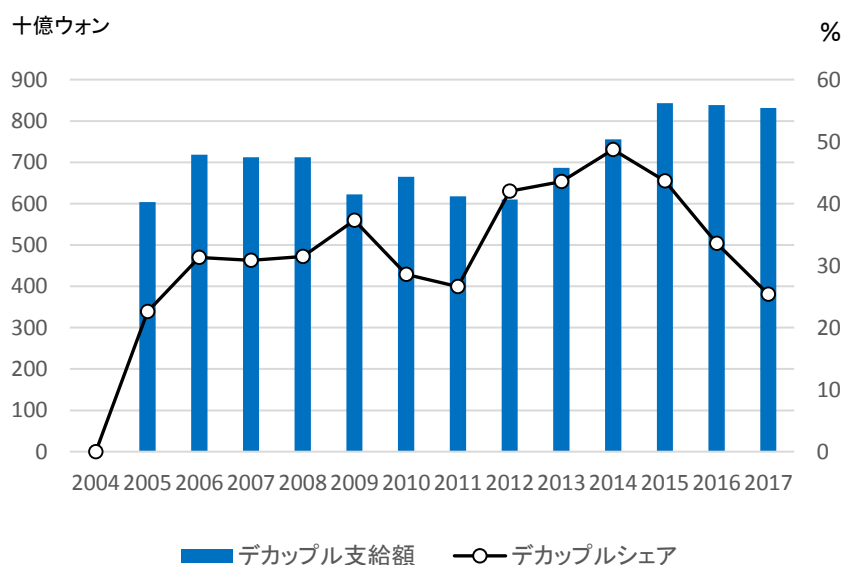
2005 年以降、デカップル支払い（固定支払い）の支出額が一定水準以上を維持しているが、PSE（MPS を除く）におけるシェアが年によって上下に変動しているのは、コメの市場価格の動向により変動支払いの支出額が上下に変動することもある程度は反映しているものと考えられる（第 6 図）。

目標価格への補填率（第 1 表）は、2005 年以降 95%以上であり、米価が高く形成された年には 100%を越えている。

以上のように、コメ所得補填直接支払制度においては、AMS に算入される不足払いの助成額を減少させる目的でデカップル支払いを利用することにより WTO 国内助成約束の範囲内で十分な支援が実施されてきている。

4) 今後の動向

WTO 国内助成約束の範囲内でコメ農家を支援していくためには、デカップル支払いは必要不可欠であることから、今後も維持されていくものと考えられる。



第 6 図 韓国のデカップル支払いの支給額と PSE (MPS を除く)におけるシェアの推移

資料：OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Korea, Data より筆者作成。

第1表 直払い金による農家の受け取り金額

単位：ウォン/80kg（1,000ウォン≒100円）

年産	農家受取価格 (a)	目標価格 (b)	(a)/(b) (%)
2005	165,574	170,083	97.3
2006	166,727	170,083	98
2007	167,192	170,083	98.3
2008	173,781	170,083	102.2
2009	165,924	170,083	97.6
2010	165,305	170,083	97.2
2011	177,803	170,083	104.5
2012	185,288	170,083	108.9
2013	187,420	188,000	99.7
2014	184,730	188,000	98.3
2015	182,399	188,000	97
2016	179,083	188,000	95.3

資料：樋口（2018）より引用掲載。

（6）ロシア

1）導入の背景と意図⁽³⁷⁾

2000年代以来、輸入代替・自給率向上が農業政策の主要目的とされてきており、2012年のWTO加盟時の主な価格所得等政策としては、融資利子助成（2000年～実施）⁽³⁸⁾と無機肥料等購入費補填などの農業生産主体が無機肥料や農薬等の生産財を購入する経費の一部を助成する施策（1990年代～実施）が実施されていた⁽³⁹⁾。

2012年8月のWTO加盟時の国内助成に関する約束については、2012年から2018年にかけて、譲許AMSを90億ドルから44億ドルまで引き下げていくこととされた。2012年の通報実績は58億ドルであり、44億ドルを超過していたこともあり、黄の政策である無機肥料や農薬等の生産財の購入費の一部を助成する施策について緑の政策化をすることとし、2013年から「耕種農業分野の農業商品生産者に対するデカップル支持（耕種デカップル支持）」が導入された。

2）制度の概要⁽⁴⁰⁾

農地面積1ヘクタール当たり一定額が支給される。

対象面積は、穀物、豆類、飼料作物の現在の播種面積である。

対象者は、対象面積に係る農業商品生産者（商業的農業経営者）である。

また、耕種デカップル支持の実施体制については、連邦構成主体が実施主体となって農業生産主体に支給し、これに要する費用のうち連邦予算で負担する部分を連邦構成主体に補助金として交付する仕組みとなっている。

連邦から連邦構成主体に対する交付額の算出方式については、配分のベースになるのは、穀物等の各連邦構成主体における播種面積が連邦全体に占める割合であるが、各連邦構成主体の土地の肥沃度、穀物等の平均単収、財源の確保度等で補正し、より条件の不利な連邦構成主体により多くの補助金が交付される仕組みである。

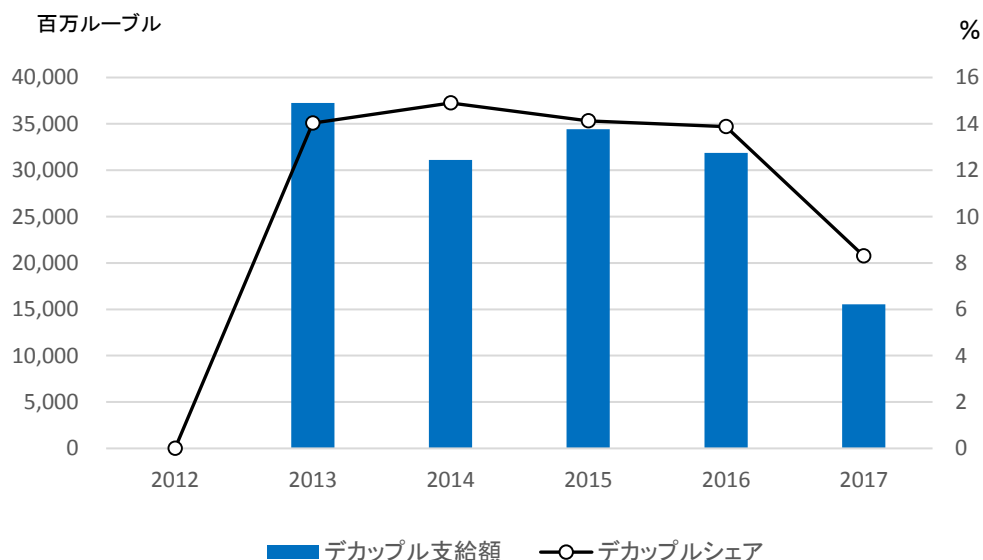
また、耕種デカップル支持に係る支出の効率性を、連邦農業省が毎年度評価することとなっており、効率性の基準として、「連邦構成主体における支持交付以前と比較した穀物、豆類、飼料作物の播種面積の増加」が規定されている。

以上のようにデカップル支払いと位置づけているが、規定や運用状況から条件不利地域施策・生産振興施策の色彩も強いものであると考えられる⁽⁴¹⁾。

3) 実施状況・経過⁽⁴²⁾

デカップル支払い（耕種デカップル支持）は、緑の政策化する以前の無機肥料や農薬等の生産財の購入費の一部を助成する施策と同様に、生産財の購入費の補てんするために利用されてきた。負担の資金のない短期資金としてのニーズはあることから、2013年～2016年にPSE（MPSを除く）におけるシェアは約14%であった。

2014年のウクライナ危機後、逆制裁としての食品輸入禁止措置の発動等の結果、国産シフトの加速もあり、多くの品目で自給が達成に近づき、農産物輸出の促進が課題になっている状況である。このため、農業政策においては生産力拡大が重視されるようになったことから、デカップル支払いのように生産基盤の強化に直結しない施策については、優先度が低下したため2017年に支出額は減少している⁽⁴³⁾（第7図）。



第7図 ロシアのデカップル支払いの支給額とPSE(MPSを除く)におけるシェアの推移

資料：OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Russia, Data より筆者作成。

4) 今後の動向⁽⁴⁴⁾

ロシアのように、農業生産拡大・農産物輸出振興を農政の主目的とする国においては、生産とは切り離れた形で農業者の所得を支持する施策は、政治的に支持を得にくいと思われる。また、WTO 国内助成約束については、デミニミスの活用によって大幅に超過達成している状態が続いているため、緑の政策化のインセンティブは弱いものと考えられる。一方で、デカップル支払いは、収穫・播種の時期の自己負担のない短期の運転資金としてのニーズがあることから、運用上の生産振興施策の色彩を強めつつ限定的な形で存続するものと考えられる。

3. 横断的分析

以上見てきた主要国のデカップル支払いの状況について、要点をまとめると第2表のとおりである。なお、各国とも原則として過去の農地をベースに当該農地の単位面積当たりで一定額を支給する方式を採用している。（ロシアは、現在の農地をベースにしている。）

デカップル支払いは、生産刺激や貿易歪曲の効果が最も少ない市場志向型政策の効果があるものとして OECD で評価され、WTO 農業協定では国内助成削減の対象からも除外されているが、実際にデカップル支払いを導入した各国においてどのように位置づけられ、どのような役割を果たしてきたのであろうか。

米国やメキシコにおいては、市場志向型政策に転換するために移行支払いとして導入したものの、その後、不足払いと併用されるようになり、デカップル支払いから市場志向型政策の効果が失われることとなった。このように、導入当初の政策意図を実現できない状況が続く、デカップル支払いは、現在は廃止されている。

中国、韓国、ロシアは、WTO 国内助成約束を考慮して導入されたことから、市場志向型政策への転換を目的としていなかったものと考えられる。

中国において、近年、デカップル支払いを始めとする緑の政策を拡大する意向が強くなってきているのは、生産振興のため黄の政策の拡大を続けた結果、品目によっては WTO 国内助成約束の水準を超過している状態であり、農家支援制度の設計にあたって WTO 国内助成約束を考慮する必要に迫られていることが大きな要因と考えられる。

韓国においては、コメの支援制度は、不足払いとデカップル支払いから構成されており、WTO 約束の範囲内に削減対象となる黄の政策の助成額を減少させるためにデカップル支払いを利用している状況である。

また、生産力拡大が重視されるロシアにおいては、WTO 約束はデミニミスの活用により大幅に達成している状況では、生産基盤の強化に直結しないデカップル支払いのような施策については、優先度が低下せざるを得ないと考えられる。

EU においては、WTO ドーハ・ラウンドの交渉状況を考慮して、青の政策（補償支払い）を緑化する必要性からデカップル支払いが導入された。それ以来、所得支持の主要な役割を担い続けているのは、単価水準が、補償支払いの受給実績をベースに設定されたこ

とから、所得支持として十分に高いものとなっているからであると考えられるが、公共財の提供の機能を与えたこと（グリーン化）により、作付けする品目の選択について従来はなかった制限を設けることとなり、デカップルの程度が低下したことに留意する必要がある。

第2表 主要国のデカップル支払いの導入の背景、実施経過等の比較

	導入の背景・意図	実施経過	今後の動向
メキシコ 1994 年 ～	NAFTA による自由化のため、市場志向型農政に転換	価格支持を廃止し、デカップル支払いを導入。所得支持の主要な役割を果たした。2000 年代に生産振興を図り、不足払いを導入。2014 年、生産性向上のためのカップル支払いに組み替え、廃止。	WTO 約束のために必要でなく、再導入の見込みはない
米国 1996 年 ～	財政事情の悪化に伴い、市場志向型農政に転換	不足払いを廃止し、デカップル支払いを導入。その後、価格の急落により 1998～2001 年に緊急支援支払いを実施。2002 年、デカップル支払いに追加する形で不足払いを再導入。2014 年に廃止。	WTO 約束のために必要でなく、再導入の見込みはない
中国 2004 年 ～	2001 年 WTO 加盟、WTO 約束を考慮して政策を設計	食糧の増産を目的としてデカップル支払いを導入。2000 年代後半から、生産費の上昇に伴い、カップル支払いの拡大や価格支持水準の引上げを継続的に実施。近年、WTO 約束水準を超過している。	WTO 約束範囲内で十分な支援を維持するため、デカップル支払いの役割は重要
EU 2005 年 ～	WTO・DDR の交渉状況を踏まえ青の政策を緑化	デカップル支払いは所得支持の主要な役割を果たしている。2014 年改革において、直接支払いの財源確保のために、デカップル支払いの一部をグリーン化（作物の多様化等を要件化）することにより正当化（公共財の提供）。 （英国）デカップル支払いは、所得支持効果の反面、生産性向上や経営管理能力の向上を阻害している等の指摘。	新たな環境保全の要件を検討。 英国は EU 離脱後の廃止も検討
韓国 2005 年 ～	コメの MA 拡大、WTO 約束対応のためコメ政策を転換	価格支持政策を廃止し、不足払いとデカップル支払いを導入。デカップル支払いのみでは目標支給額に達しない場合に不足払いを支給。不足払いの目標価格に対する補てん率は 95%以上を維持。	WTO 約束範囲内で十分な支援が実施されており、継続される見込み
ロシア 2013 年 ～	2012 年 WTO 加盟、WTO 約束対応のため黄の政策を緑化	生産財購入費の助成施策をデカップル支払いに組み替え。以降、短期の運転資金として利用。2014 年のウクライナ危機後、生産力拡大が重視され、2017 年に支出が減少。	短期の運転資金としてのニーズがあり、限定的に維持される見込み

資料：筆者作成。

注(1) 価格所得等政策は、価格や所得の低下分等を直接支払いで補償するものや価格を支持するという政策だけではなく、生産財への補助、低利融資等、生産コストを実質的に引き下げることによって所得の確保を図る政策も含めている。

(2) 初年度の成果については玉井(2017a)を、次年度の成果については玉井(2018)を参照。

(3) デカップル支払いの OECD における評価については、荒幡（2014）の[付属資料1]を参照。

(4) 本稿における「デカップル支払い」は、WTO 農業協定の附属書二 国内助成(削減に関する約束の対象からの除外の根拠)第6項において「Decoupled income support」として以下とおり規定されているものとする。

「生産に関連しない所得支持

(a) この支払を受けるための適格性は、定められた一定の基準期間における収入、生産者又は土地所有者であるという事実、要素の使用、生産水準その他の明確に定められた基準に照らして決定される。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量(家畜の頭数を含む。)に関連し又は基づくものであってはならない。

(c) いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。

(d) いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において使用される生産要素に関連し又は基づくものであってはならない。

(e) この支払を受けるために、いかなる生産を行うことも要求されてはならない。」

(外務省ホームページを参照。)

(5) オーストラリアもデカップル支払いの通報実績があるが、これは経済的に困難な状況にある生活費にも困っている農業者に対して社会保障給付に相当する支援を行う補助金であり、農業という事業に係る収入の一部を補てんするという趣旨のものではないことから本稿の対象に含まないこととした。(玉井(2017b)を参照。)

(6) メキシコにおけるデカップル支払いの導入の背景や意図については、阮(2013)、玉井(2017a, 2018)、Congressional Research Service (2017)を参照。

(7) メキシコにおけるデカップル支払いの制度の概要については、OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Mexico, Definitions and sources, USDA/ERS(2005a)を参照。

(8) メキシコにおけるデカップル支払いの実施状況・経過については、プロマーコンサルティング(2013)、阮(2013)、玉井(2018)、OECD (2015) を参照。

(9) メキシコの農業は、天水を利用した特に南部の自給的農業を営む小規模農家が農家数で大部分を占める一方で、大規模農家が、特に北部の灌漑農地において商業的・企業的経営を行い、農業生産額の大半を占めているという二重構造であることが特徴である。(阮(2013)、OECD (2015) を参照。)

(10) 本稿においては、デカップル支払いの価格所得等政策における位置づけの推移については、MPS を除いたPSE におけるシェアを指標とした。PSE は、価格支持（国境措置も含む）に関連した政策と農業者に対する直接的・間接的支払いから構成されているが、このうち、MPS については、国内政策の変更がない場合でも国際価格と為替レートの変動の影響により大きく変動することがあるからである。(本稿で対象とする国・地域については、デカップル支払いの導入後、価格支持や国境措置について大きな変更はないものと考えられる。)

(11) 2000 年代当初から「目標所得」政策が本格的に実施されるとともに、2004 年以降はさらに「契約栽培」政策が実施されている。(プロマーコンサルティング(2013)、阮(2013)を参照。)

(12) WTO (2018a)を参照。

- (13) 米国におけるデカップル支払いの導入の背景や意図については、勝又(2018), Novak et al.(2015)を参照。
- (14) 米国におけるデカップル支払いの制度の概要については、USDA/ERS(1996, 2005b)を参照。
- (15) 米国におけるデカップル支払いの実施状況・経過については、勝又(2018)を参照。
- (16) WTO 農業協定においては、デカップル所得支持（デカップル支払い）について「いずれの年におけるこの支払いの額も生産者によって行われる生産の形態に関連し又は基づくものであってはならない」と規定されている。米国のデカップル支払いについては、対象面積における野菜と果実の生産制限が要件となっており、対象面積に野菜と果実を作付けした場合は、デカップル支払いの支給額が当該作付面積については減額されることとなっている。つまり、野菜と果物という生産の形態に関連して支給額が増減することとなる。したがって、米国のデカップル支払いは、WTO 農業協定上のデカップル支払いに該当しない。（中川(2004), Congressional Research Service (2011)を参照。）
- (17) 中国におけるデカップル支払いの導入の背景や意図については、河原(2017), 菊池(2019), 玉井(2017a, 2018), USDA/ERS(2013)を参照。
- (18) 最低買付価格制度については、外部参照価格の方が国内行政価格より高かったことから、WTO 国内助成の約束の観点からは問題とならなかったものと考えられる。（WTO (2010)を参照。）
- (19) 食糧直接補助については食糧の増産、農作物優良品種補助は優良品種の普及が目的であり、農機具購入補助は、一般の農家が直接の対象となるのではなく、農業機械を購入する農民專業合作社、農業サービス組織、一部の大規模農家等に交付されるものであった。（菊池(2019)を参照。）
- (20) 中国におけるデカップル支払いの制度の概要については、菊池(2019), USDA/ERS(2013), OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, China, Definitions and sources を参照。
- (21) 中国におけるデカップル支払いの実施状況・経過については、河原(2017), 菊池(2019), 玉井(2017a, 2018), USDA/ERS(2013)を参照。
- (22) PSE（MPSを除く）のうち生産補助のための直接支払い以外の主要なものは、農業資材メーカー、農業普及事業、自然災害救済、脆弱農地の森林復元に係る補助金である。（OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, China, Data および Definitions and sources を参照。）
- (23) 2018年4月9日に黒竜江省農墾総局から発出された「2018年耕地地力保護補助資金の支払に関する通知」では、補助金額は71.7元/ムーであり、その中の中央財政支出が14.12元/ムー、省支出が57.58元/ムーとなっている。また、補助面積は、前年の耕地地力保護補助の総量を変えないという原則に基づき、各機関が確定するとしており、これは、2016年に同省政府が発出した「耕地地力保護補助の指導意見」において、土地請負経営権確定登録事業完成（2018年末）後はその確定登録面積とするが、当面は2003年の農業税納税面積と第二期請負耕地面積によるとしている。（菊池(2019)を参照。）
- (24) 2017 中国農産品貿易発展報告において、2016年の三項補助を統合して農業支持保護補助とした改革は、政策目標を耕地地力保護および食糧適正規模経営とし、農民への直接支払いと耕地地力保護を関係づけ、荒廃、用途変更などの耕地を補助対象としないとして、改革後、農業補助政策がWTOの緑の政策の基準にさらに符合するようになったとより具体的に記載されている。（菊池(2019)を参照。）
- (25) 2018年の中央1号文件では、農業支持保護制度について、緑の政策の実施範囲と規模を拡大すると記載されているが、2015年の中央1号文件、2016年の中国の第13次5カ年計画にも同様の記載がある。また、2016年には、とうもろこしの臨時買付備蓄制度を廃止して生産者補助制度へ移行し、2017年には、2014年から試行されてきた大豆の目標価格制度を廃止して生産者補助制度へ移行した。また、2018年には、2018年には、

最低価格買付制度における買付価格を小麦で初めて引き下げ、また、コメの全区分で大幅に引き下げるとともに主産省で生産者への補助を行う等生産補助政策の大幅な見直しが行われているところであり、将来的には、以下に見る韓国における場合と同様な政策転換が実施される可能性がある。（菊池(2019)を参照。）

- (26) EU におけるデカップル支払いの導入の背景や意図については、勝又(2016)を参照。
- (27) EU におけるデカップル支払いの制度の概要については、勝又(2016)を参照。
- (28) EU におけるデカップル支払いの実施状況・経過については、勝又(2016)を参照。
- (29) 「作物の多様化」の措置とは「10 ヘクタール超 30 ヘクタール以下の農地には 2 種類以上、30 ヘクタール超の農地には 3 種類以上の作物を作付ける」ことである。従来は、どの品目をどのくらい生産するか自由に選択できたが、作物の多様化の要件により品目の選択が制限されることとなる。
- (30) 次期 CAP (2021～) では、グリーン化支払いは廃止され、3 要件は Conditionality (現行 CAP のクロスコンプライアンスから改称) に組み込まれることが決定。これに伴い、農地を「良好な農業および環境の状態」(GAEC: Good Agricultural and Environmental Conditions)で維持するための受給条件が拡張され、「作物多様化」は「輪作体系 (Crop rotation)」, 「生態系保全用地の確保」は「非生産地の確保 (Non-productive areas)」として基礎支払いを受給するための遵守項目となる。なお、「永年草地の維持」は名称が変わらず、同様に Conditionality の GAEC 一要件として組み込まれる。グリーン化支払いの廃止に伴い、これに取って替わる措置として各加盟国は“Eco-scheme”を第一の柱の財源を用いて実施せねばならない。Eco-scheme で実施される取組は、Conditionality の GAEC 要件よりもより環境保全・気候変動対策に貢献する取組となるが、具体的には CAP Strategic Plan において各国の裁量で定めることができるとしている。Strategic Plan とは、CAP の経済的、環境的、社会的側面に沿った九つの目標に関して第一および第二の柱の両方を含む包括的な戦略計画を各国が策定するもので、実施に際しては欧州委員会の承認を得る必要がある。なお、Eco-scheme に係る措置の実施は農家の自発的 (Voluntary) な採用に任されており、この点で義務的 (Mandatory) な Conditionality とは違う。なお、Eco-scheme の支払い根拠は、①所得補償の一部 (グリーン化支払いと同様) あるいは②措置の実施による損失分の補償 (第二の柱の農業環境支払いと同様) のいずれかで良いとされ、これも各国が Strategic Plan にて根拠を示すとしている。(IEG Policy(2018), European Commission(2018)を参照。)
- (31) 桑原田(2019)を参照。
- (32) 韓国におけるデカップル支払いの導入の背景や意図については、玉井(2017a, 2018), 樋口(2018), Lim(2007), USDA/ERS (2016)を参照。
- (33) コメの輸入割当は 10 年間の期間を一度延長して、2014 年まで継続したが、2015 年から関税化に移行した。(樋口(2018)を参照。)
- (34) WTO(2007)を参照。
- (35) 韓国におけるデカップル支払いの制度の概要については、樋口(2018), Lim(2007), USDA/ERS (2016)を参照。
- (36) 韓国におけるデカップル支払いの実施状況・経過については、樋口(2018)を参照。
- (37) ロシアにおけるデカップル支払いの導入の背景や意図については、長友(2017, 2019)を参照。
- (38) 融資利子助成は、短期融資と投資的融資から構成されている。短期融資は、期間が 1 年以内であり、毎年の作付けや収穫の作業に必要な種子、肥料、農薬、農機用燃料等の資材購入費に充てられる。投資的融資は、期間が 1 年超であり、機械・設備の更新や施設の建設費に充てられる。(長友(2017)を参照。)
- (39) 2001 年から穀物の市場介入制度も実施されてきているが、外部参照価格の方が国内行政価格より高かったことから、WTO 国内助成の約束の観点からは問題とならなかった。また、運用実態から地域的な穀物の供給過剰

が生じた場合に販売機会を提供する役割を担ってきたと考えられ、現在まで制度に大きな変更はないまま存続している。(長友(2017), WTO(2016)を参照。)

(40) ロシアにおけるデカップル支払いの制度の概要については、長友(2019)を参照。

(41) 連邦レベルの法令では、穀物等の生産について農業商品生産者を対象とすると規定されている。「住民副業経営を営む市民」(自給が主目的)は対象外とされているので、具体的には農業組織(企業)、農民経営等が対象者となる。また、支給要件は、対象作物の作付けられた播種地が存在することとなっている。連邦構成主体レベルの規定(アルタイ地方(西シベリアの春小麦主産地)の例)では、対象作物は、穀物、豆類、飼料作物と規定されている。補助金の1ヘクタール当たり基礎単価は、例えば、穀物については、作物について収穫保険を契約しており、乳牛300頭以上又は肉牛200頭以上を飼育している場合には郡ごとに120ルーブル～181ルーブル、それ以外の場合には郡ごとに67ルーブル～130ルーブルとなっている。(長友(2019)を参照。)

(42) ロシアにおけるデカップル支払いの実施状況・経過については、長友(2019)を参照。

(43) 2017年の農業発展計画の実施に係る連邦の支出の見直しは、融資利子助成を、融資体制の強化を含めて拡充するとともに、機械・設備の充実や土地改良の推進について直接的な助成を行うことを通じて、農業生産主体による農業生産基盤への投資を促進し、生産力を拡大することに重点を置いた内容となっている。また、2017年には、耕種農業の収益額や土壌肥沃度の指標の合計順位が最上位となる8連邦構成主体に対しては、補助金を交付しないと決めている。このように連邦からの配分についても、生産性が既に高い地域への配分を削減し、デカップル所得支持以外の生産基盤の強化に直結する施策を優先する意図がうかがえる。(長友(2019)を参照。)

(44) ロシアにおけるデカップル支払いの今後の動向については、長友(2019)を参照。

[引用文献]

(英語文献)

Congressional Research Service (2017) “Efforts to Address Seasonal Agricultural Import Competition in the NAFTA Renegotiation,” CRS Report, R45038.

Congressional Research Service (2011) “Brazil’s WTO Case Against the U.S. Cotton Program,” CRS Report, RL32571.

European Commission(2018) “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing rules on support for strategic plans to be drawn up by Member States under the Common agricultural policy (CAP Strategic Plans) and financed by the European Agricultural Guarantee Fund (EAGF) and by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD) and repealing Regulation (EU) No 1305/2013 of the European Parliament and of the Council and Regulation (EU) No 1307/2013 of the European Parliament and of the Council,” COM(2018)392.

IEG Policy (2018) “Reform of the Common Agricultural Policy Proposal and prospects for 2021-27,” Informa UK Ltd..

Novak, J.L., Pease, J. W. and Sanders, L. D (2015) *Agricultural Policy in the United States*, Routledge, New York.

OECD (2015) “Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2015,” OECD Publishing, Paris

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Mexico, Data,

<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス.

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Mexico, Definitions and sources,

<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス.

セス。

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, United States, Data,
<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス。

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, China, Data,
<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス。

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, China, Definitions and sources,
<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス。

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, European Union, Data,
<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス。

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Korea, Data,
<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス。

OECD, Producer and Consumer Support Estimates database, Country files, Russia, Data,
<https://www.oecd.org/countries/ukraine/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>, 2019年3月アクセス。

Lim, S. S. (2007) “Decoupled Payments and Agricultural Policy Reform in Korea,” Selected Paper prepared for presentation at the American Agricultural Economics Association Annual Meeting, OR.

USDA/ERS (1996) “1996 FAIR Act Frames Farm Policy For 7 Years,” Agricultural Outlook Supplement/April 1996.

USDA/ERS (2005a) “Recent Agricultural Policy Reforms in North America,” WRS-05-03.

USDA/ERS (2005b) “Economic Analysis of Base Acre and Payment Yield Designations Under the 2002 U.S. Farm Act,” Economic Research Report 12.

USDA/ERS (2013) “Growth and Evolution in China’s Agricultural Support Policies,” Economic Research Report 153.

USDA/ERS (2016) “The Rice Market in South Korea,” RCS-16I-01.

WTO (2007), Committee on Agriculture - Notification - Korea - Domestic support, G/AG/N/KOR/37.

WTO (2010), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/17.

WTO (2011), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/21.

WTO (2015), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/28.

WTO (2016), Committee on Agriculture - Notification - Russia - Domestic support, G/AG/N/RUS/5/Rev.1.

WTO (2018a), Committee on Agriculture - Notification - Mexico - Domestic support, G/AG/N/MEX/41.

WTO (2018b), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/47.

WTO (2018c), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/46.

WTO (2018d), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/45.

WTO (2018e), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/44.

WTO (2018f), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/43.

WTO (2018g), Committee on Agriculture - Notification - China - Domestic support, G/AG/N/CHN/42.

(日本語文献)

荒幡克己(2014)『減反40年と日本の水田農業』, 農林統計出版株式会社。

外務省ホームページのWTO農業協定の日本語訳文,

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000403.html#section16, 2019年3月アクセス。

勝又健太郎(2016)「EUの共通農業政策(CAP)の変遷と新CAP改革(2014-2020年)の概要」, 『平成27年度カントリーレポート:EU (CAP改革, フランス, スコットランド, デンマーク, フィンランド, 酪農)』, 農林水産政策研究所。

勝又健太郎(2018)「米国の農業法における経営安定政策の現状, 変遷, 今後の動向」, 『平成29年度カントリーレポート:米国 (米国農業法, 農業経営の安定化と農業保険, SNAP-Ed), EU (CAP農村振興政策, フランス, 英国), 韓国, 台湾』, 農林水産政策研究所。

河原昌一郎(2017)「中国-最近の農業情勢と食糧価格・所得政策」, 『平成28年度カントリーレポート:中国, インド, インドネシア, メキシコ, ケニア』, 農林水産政策研究所。

菊池由則(2019)「中国-米中貿易戦争の中国農業への影響と食糧価格・所得政策改革等の動向」, 『平成30年度カントリーレポート:中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ』, 農林水産政策研究所。

桑原田智之(2019)「英国補論 英国におけるWTO上の「デカップル所得支持」について-WTO交渉・英国のEU離脱等を踏まえた構成国ごとの動向, 横断的考察-」, 『平成30年度カントリーレポート:米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア』, 農林水産政策研究所。

玉井哲也(2017a)「価格・所得等政策の横断的把握」, 『平成28年度カントリーレポート:総論, 横断的・地域的研究, 需給見通し』, 農林水産政策研究所。

玉井哲也(2017b)「オーストラリアー農業支援政策と貿易政策の動向」, 『平成28年度カントリーレポート:タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア』, 農林水産政策研究所。

玉井哲也(2018)「価格・所得等政策の横断的把握」, 『平成29年度カントリーレポート:横断的・地域的研究, 需給見通し』, 農林水産政策研究所。

中川淳司(2004)「米国の高地産綿花に対する補助金」, 『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』, https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/kenkyukai.html, 2019年3月アクセス。

長友謙治(2017)「ロシアー農業・農産物貿易政策と食料安全保障」, 『平成28年度カントリーレポート:タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア』, 農林水産政策研究所。

長友謙治(2019)「ロシア補論 ロシアの「デカップル所得支持」を巡る状況」, 『平成30年度カントリーレポート:米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア』, 農林水産政策研究所。

樋口倫生(2018)「韓国におけるコメ政策の動向-ウルグアイラウンド妥結以降の政策を中心に-」, 『平成29年度カントリーレポート:米国 (米国農業法, 農業経営の安定化と農業保険, SNAP-Ed), EU (CAP農村振興政策, フランス, 英国), 韓国, 台湾』, 農林水産政策研究所。

プロマーコンサルティング(2013)「メキシコの農業政策の現状と展開」『海外農業情報調査分析事業 (米州)』。

阮蔚 (2013)「NAFTA発効後のメキシコ農業」, 『農林金融』第66巻第7号, 農林中金総合研究所。